平成３０年（フ）第１１８号
神奈川県秦野市東田原674番地の８
債務者　谷本せつ子
１　決定年月日時　平成30年３月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２９年（フ）第２１６９号
愛知県海部郡大治町大字馬島字山西25番地の１　ロックハイツ大治101号、従前の住所愛知県海部郡大治町大字東條字郷前70番地
債務者　三貴運送ことまごころ弁当中村店こと
白　　東欽（ＢＡＥＫ　ＤＯＮＧＨＵＭ）
１　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２９年（フ）第２１７０号
愛知県海部郡大治町大字馬島字山西25番地の１　ロックハイツ大治101号、従前の住所愛知県海部郡大治町大字東條字郷前70番地
債務者　ネイルサロンセレブこと　金　　洋子
１　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成３０年（フ）第６５号
名古屋市西区庄内通４丁目19番地　フォレスト庄内通４Ｃ号
債務者　槌井　和彦
１　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成３０年（フ）第１２７１号
東京都荒川区町屋６丁目22―２―508
債務者　東　　温子（旧姓河角）
１　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部
平成３０年（フ）第１３０８号
東京都練馬区桜台１丁目36―９　パロ桜台Ａ―102
債務者　石川　治夫
１　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部
平成３０年（フ）第１３２１号
東京都北区赤羽北３丁目２―21　平岩第三コーポ201
債務者　須永　晃世
１　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部
平成３０年（フ）第１３３９号
東京都荒川区南千住５丁目22―10―101
債務者　久慈ナヲ子（旧姓石田）
１　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部
平成３０年（フ）第１３４０号
東京都中央区晴海３丁目６―８―402
債務者　沖館　武士
１　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部
平成３０年（フ）第１３４１号
東京都大田区北嶺町30―７―202
債務者　沖舘　　篤
１　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部
平成３０年（フ）第１３４６号
東京都杉並区阿佐谷南３丁目11―３―905
債務者　松浦　春香
１　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部
平成３０年（フ）第１３５２号
東京都足立区東和１丁目15―５　グリーンハイツ３　203
債務者　櫻田　　篤
１　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部
平成３０年（フ）第１３５５号
東京都足立区西伊興１丁目８―２―202
債務者　立澤　　修
１　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部
平成３０年（フ）第１３６０号
東京都中野区白鷺３丁目26―８―203
債務者　高橋　裕司
１　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部
平成３０年（フ）第１３６１号
東京都足立区花畑８丁目５―22―304
債務者　村上　憲司
１　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部